

女性学・女性問題における 貧困・階層問題

—フェミニズムと労働をめぐって

伊田 久美子

はじめに

- 1 女性の貧困への無関心と新たな関心
- 2 労働問題のジェンダー・バイアス
- 3 マルクス主義フェミニズムにみる新しい労働概念生成の可能性
- 4 フェミニズムと労働運動：新たな連携の可能性

おわりに

はじめに

女性の貧困が、その見えにくさとともに指摘されるようになってからかなりの年月がすぎた。2008年に内閣府男女共同参画局は「生活困難を抱える男女に関する研究会」を発足させた。研究会報告書が2010年3月に公表されると、同年および翌年の平成22年版および23年版男女共同参画白書に男女別・年齢階級別相対的貧困率が紹介され、女性の貧困率がほとんどの年齢階層において男性を上回り、高齢期には格差が拡大することが示された。また同じ2008年に当事者を中心とした「女性と貧困ネットワーク」⁽¹⁾が結成され、なかなか注目されない女性の貧困の可視化に向けた活動を展開した。2011年12月、朝日新聞の「単身女性、3人に1人が貧困、母子家庭は57%」⁽²⁾という記事は衝撃を持って受けとめられたが、集計を行った阿部彩に対する激しい批判や中傷が一部男性からあったという。女性は昔から貧困であり、この貧困率に新規性はないと阿部は述べている（阿部2012：70-73）。統計データの公表が非難されるほどに、女性の貧困は深刻な問題ではない、という信念が強固に存在していたことがわかる。

本稿はこうした信念に典型的に現れるジェンダー構造を、フェミニズム運動とその労働論の再検討を通して明らかにすることによって、「女性学・女性問題における貧困・格差問題の位置づけ」という本稿に求められている難題に多少とも応えることをめざしている。

本稿の構成は次のとおりである。第1章では女性の貧困をめぐる近年の新たな注目を含めて貧困問題のジェンダー・バイアスを検討する。第2章ではフリーターや非正規労働問題の検討を通じて、

(1) 反貧困ネットワークと連携しながら、独自の活動を展開した。2012年に活動を休止しているが、その活動と主張はHPで現在も読むことができる。<http://d.hatena.ne.jp/binbowwomen/>

(2) 2006年のデータである（阿部2012）。

労働におけるジェンダー・バイアスを明らかにする。第3章では、第二波フェミニズム運動を、とくにマルクス主義フェミニズムを中心に振り返り、労働をめぐるフェミニズムの困難とその要因を検討する。第4章では80年代以降の女性政策とフェミニズム・女性運動の関係、さらには女性学・ジェンダー研究の制度化を検討し、運動の課題を考察する。

1 女性の貧困への無関心と新たな関心

格差、貧困問題は1990年代後半以降に社会問題化した。とくに労働の非正規化は貧困と格差拡大の主要な要因のひとつとして注目されるようになり、非正規労働の問題構制は、たとえば「自由の代償」⁽³⁾のような語に典型的に示される若者当事者自身の職業選択や働くことへの姿勢に注目するフリーター問題から、ワーキング・プアの労働問題へと変化した。しかしいずれにおいても女性への注目は低く、実数は女性の方が多いにもかかわらず、フリーターも非正規労働者も男性に代表されてきた。女性と貧困ネットワークのような、当事者の登場と活動によって女性の貧困問題の社会的プレゼンスを高めようとする運動にもかかわらず、貧困問題における女性の可視化がなかなか進展しなかったのは、単に見過ごされていただけでなく、データ公表に対する激しい抗議に現れるような積極的な無視の意思が働いていたからなのかもしれない。子どもの貧困が注目される一方、その重要な要因でもある母子世帯の厳しい生活条件を含めて、「女性」は依然として貧困問題の周辺にとどまっていた。

ところが、昨年ごろから女性の貧困にある特別な関心が向けられるようになってきた。性産業で働く母子家庭の母親や若年女性がテレビ番組やドキュメンタリーで取りあげられ⁽⁴⁾、何冊もの書籍が出版された⁽⁵⁾。性産業が女性にとっての「セーフティー・ネット」になっているという事態はこの国における貧困対策の脆弱さを示すものであるが、この「セーフティー・ネット」は当然ながら性産業に歓迎されなくなった年齢の女性たちを「捕捉」することはなく、中高年単身女性の貧困に対する関心は依然として希薄である（阿部2014）。

同じ頃に地方在住の若年女性の人口減少に警鐘を鳴らす論考が注目を集めた。それは都会に増え続ける高齢者介護需要によって若年女性が介護労働者として都会に流出し、それによって人口が減少して地方が消滅に向かう危険を指摘する。また都市部は国内でもとりわけ出生率の低い地域であり、若い女性の都市部への人口集中は出生率低下を促進することになると懸念されている。「若年女性」として注目されているのは20-39歳の女性である（増田2014）⁽⁶⁾。

女性が注目されるときは、ほとんど例外なく再生産の機能不全が危惧されるときである。少子化、

(3) フリーター問題の代表的研究者である小杉礼子の編著タイトル（小杉2002）。

(4) NHKあさイチ「女性の貧困——追い詰められる母親たち」（2013年12月11日放送）、NHKクローズアップ現代「あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～」（2014年1月27日放送）、NHKスペシャル「調査報告 女性たちの貧困～“新たな連鎖”の衝撃～」（2014年4月27日放送）他。

(5) 荻上チキ2012、鈴木大介2014、NHK「女性の貧困」取材班2014、他。

(6) 増田寛也2014『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』中央公論社。NHKクローズアップ現代「極点社会—新たな人口減少クライシス」で取りあげられた（2014年5月1日放送）。

晩婚化、未婚化、離婚といった生殖＝再生産をめぐる現象は、女性の行動のみによって変化するものではありえない。しかしこうした現象は基本的に女性の行動や志向性の変化によって説明され、問題視されてきた。今回登場した性産業は衝撃的に受けとめられているが、歴史を振り返れば明らかかなように貧困につきまとう伝統的イシューであり、取材する者の視点も、関心が主に女性当事者に向けられている点において、さほど新しさを感じさせるものではない。女性の貧困への全般的無関心とこの特殊な関心は別のものではないだろう。女性への注目は性と生殖、そして有償無償の家事育児介護といった再生産機能としての「道具」に対するものであり、その意味において古典的なフレームによるものである⁽⁷⁾。近年の若年女性への関心の集中は、生殖年齢にあり育児介護の中心的担い手として期待されている彼女らの「健全な」性と生殖からの逸脱による社会的再生産の「不全」が危惧されているからであり、生殖年齢を過ぎた单身女性に関心が向けられないのはある意味当然なのである。

こうしたジェンダー構造は貧困問題に固有のものではなく、むしろ貧困の主な要因とされる労働問題のフレームに強固に存在する。次章では労働問題におけるジェンダーバイアスを検討する。

2 労働問題のジェンダー・バイアス

90年代後半に開始された格差、貧困の社会問題化は、格差拡大の主要な要因のひとつとして若者のフリーター問題に焦点を当てたが、35歳未満というフリーター定義年齢を超えても「フリーター離脱」ができない人々の増大とともに、非正規雇用問題へと、その枠組みを転換させていった。若者の社会化の問題とされたフリーター問題は非正規雇用という労働問題へと「昇格」したのである。2008年のリーマンショックとその年末の年越し派遣村の開設はこの転換を決定的にしたと言える。

これはパート労働や派遣労働のような女性化された労働であった非正規雇用問題の脱ジェンダー化であり、その内実はジェンダーの不可視化と言うべきプロセスであった。フリーター概念は性の二重基準を含み、女性については既婚者を排除している。したがって女性にとっては正規職への就職だけでなく、結婚もまたフリーター離脱の方法となる。それでもなおフリーター数は学歴を問わず女性の方が多い。しかしこの実態はあまり知られておらず、意外であるとの反応は少ない。それほどまでに、フリーターをめぐる言説は脱ジェンダー化、すなわち事実上男性化しているのである。

このプロセスで生じたのは、①若者問題から労働問題への転換、および②非正規雇用問題の労働問題への「昇格」である。①は内面に成長課題を想定された若者という、一人前には至らない者の個人的、あるいはせいぜい教育的「成長」課題から、不安定で低賃金という劣悪な労働条件の問題への転換である。一人前の労働者はその内面や個人的選択を問われることはない。非正規労働は従来既婚女性のパート労働や学生のアルバイトといった「女房子ども」の働き方であるかぎり個人の問題であり、フリーターもパート労働も、本人が自発的に選択しているとされる限り、その労働実

(7) 厚生労働大臣（2007年当時）の「産む機械」発言は率直な問題関心の表出であろう。

態は問題にされることはなかった。アルバイトが社会問題化したのはごく最近のことである。一方労働問題は、働くことが当然視され働かない選択はあり得ない者、すなわち「一人前の労働者＝女房子どもを養う男性世帯主」であるか、あるいは将来そうなるべき存在が当事者として想定され、基本的に属性を問われることはない。労働問題には予めこのようなジェンダー・バイアスが含まれている。そしてこの「一人前の労働者」は「子ども」の排除によって定義づけられる。「一人前」とは「女房子どもを養うこと」に他ならないからである。ジェンダー中立概念のように見える「労働者」とは、実質的に成人男性のみによって構成され、女や若者の問題は「女性労働」や「フリーター」等の特殊な「個別課題」である。そしてその「フリーター」からも既婚女性は排除されている。

労働運動とみなされない新しい運動はおおむね「社会運動」に分類されてきたが、このことはさまざまな運動が伝統的「労働運動」とは異質であることによって定義されがちであったことを示していると言える。「新しい社会運動」と呼ばれた70年代以降の多様な潮流に、第二波フェミニズム運動も位置づけられている（伊藤1993）が、女性労働問題は「特殊課題」として労働問題の周辺部にあり、その境界を出入りしてきた。たとえば90年代の大阪における社会労働運動の歴史を記述する『大阪社会労働運動史』第9巻（2009）と、大原社会問題研究所の『日本労働年鑑』における同時期の女性労働運動の分類に注目したい。労働が大きく変容したこの時期には、女性労働の課題においていくつかの画期的な展開があった。住友男女賃金差別裁判はその一例である。しかし賃金差別を告発したこの裁判闘争はまさしく労働運動であるにもかかわらず、『大阪社会労働運動史』では労働運動ではなく社会運動の章に入っている。一方『日本労働年鑑』では住友裁判は兼松裁判とともに労働運動の「女性労働」の項目に記載されている。巻末年表では住友裁判は記載されていないが、兼松裁判は登場する。女性ユニオン東京結成（1995）は巻末年表においても記事としても労働運動として記載されている。しかし1987年に日本で初めて結成された女性による労働組合、おんな労働組合（関西）の結成は記載がない。『大阪社会労働運動史』では、おんな労働組合（関西）については第8巻（1999）に記載されているが、これも社会運動の章においてである。総評大阪地評や大阪同盟の女性の雇用平等をめざす運動のような労働組合女性部の動きも「労働運動」ではなく「社会運動」の章に分類されている。労働運動と社会運動の定義と区別はとくに説明されていない。一方社会運動には女性労働運動とともにフェミニズム運動が大きく取りあげられ、大阪における女性労働運動とフェミニズム運動がともに女性運動として分類されている。これは大阪の特徴であり、東京とは異なる運動状況を反映しているのかもしれない。これについては別の機会に、より詳細な検討を行いたい⁽⁸⁾。

一方、フェミニズム運動は労働問題に対してどのようなスタンスをとってきたのだろうか。日本における第二波フェミニズム運動を代表する潮流を作り出した「侵略＝差別と闘うアジア婦人会議」（1970）の討議資料（侵略＝差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編2006）には、育児休業や勤労婦人福祉法などの課題を抱えた女性労働問題と優生保護法問題に代表される女性の身体と性をめぐる自己決定の課題をひとつの連続体として捉え、「婦人労働者」の運動と主婦や家族、子育て、

(8) 労働研究のジェンダーバイアスについては藤原・山田（2011）の考察を参照されたい。

家事労働など従来の運動が重視することのなかった課題を接合して新しい女の運動を模索する気運が示されている。このことは、参加した女性たちが「プチブル」中間層で、労働者よりは学生、主婦が主力であったことを示しているという解釈もできるかもしれないが、一方この時期に噴出した女性の問題関心が従来の労働運動を中心とする社会運動においてはまともに取りあげられることのなかった身体、セクシュアリティ、生殖、子育てなどのテーマに多くの関心が寄せられていたことを示唆している⁽⁹⁾。しかしながら資料集からは、この第二波フェミニズムの初期において、労働問題への関心がどれほど大きかったかがわかる。同時に従来の「婦人労働運動」とは異なる運動への気運もまた伝わって来る。フェミニズムの側もまた、従来の「労働運動」から排除されるだけでなく、それとの異質性によってフェミニズム運動を定義するようになっていったのではないだろうか。

次章では、労働運動を含む、いわゆる左翼運動との関わりにおける第二波フェミニズム運動の経験とその作用を検討する。

3 マルクス主義フェミニズムにみる新しい労働概念生成の可能性

第二波フェミニズムの担い手の多くは新旧左翼運動の経験者である。社会主義婦人解放論とラディカル・フェミニズムを接合したのがマルクス主義フェミニズムである、とされるが（上野1984）、ラディカル・フェミニズムには、少なくとも当初においては資本主義批判の視点は明確に存在していた（伊田1992, 1997）。日本でも雑誌『構造』（1971年5月号）の特集「おんな・生・革命」には、田中美津、飯島愛子、そしてラディカル・リブのペンネームによる論考などが並び、そのいずれもが資本主義社会において女であることの意味を考察するものであった。しかしこの特集論文の冒頭で田中がいきなり指摘するように、「遅れた革命家諸君」による「『おんな』という視点には階級性がない」（田中1971）という「批判」は長期にわたって左翼運動からフェミニズムに対して投げかけられてきた。

しかしここで田中が「遅れた革命家諸君」と述べるのは単なる挑発ではなかった。マルクス主義フェミニズムのマルクス主義は社会主義婦人解放論の依拠する古典的マルクス主義ではなく、新左翼運動の中から登場した上部構造（イデオロギー）の機能を重視するネオ・マルクス主義の影響を受けた潮流であった。旧来の下部構造（＝経済審級）決定論とは異なり、古典的「階級性」に回収されない多様な社会問題に取り組む運動が「新しい社会運動」（伊藤1993）と呼ばれたのであり、フェミニズムもまたそこに位置づけられていた。

もちろんマルクス主義フェミニズムと言っても、家父長制をもっぱらイデオロギー装置とするミッチェルから、その物質的基盤としての家事労働に注目するハートマン、家事労働を単なる物質的労働ではなく情緒的ケア、生殖、性的サービスを含む再生産労働とするグラ・コスタ、資本蓄積論に基づきグローバルな国際分業や移民、環境問題までを射程に入れた女性の視点による世界シス

(9) 労働関係の分科会が80名から60名規模にとどまったのに対し、保育分科会や優生保護法分科会には200名を越す参加があったという（『侵略＝差別と闘うアジア婦人会議資料集成 Vol.1』）。

テム論を構築したミース、ヴェールホフら、到底一括りにできない多様性があることは言うまでもないが、共通しているのは、ここではすでに「労働」はもっぱら「支払われる労働」のみを示す概念ではなく、市場外の、多くは女性によって担われる不払いの諸活動、性・出産・育児、さらに今日ケアと呼ばれる情緒的貢献にまで拡張された概念であることである。マルクス主義フェミニズムはラディカル・フェミニズムをはじめとする第二派フェミニズムの政治課題を資本主義批判、それも70年代初頭にはすでにネオリベラルな政治経済動向としてグローバルに展開していた資本主義に対する批判として論じる多様な試みであったと言えるが、フェミニズムに対する「階級性がない」あるいは「党を割る」といった反発は近年に至るまで解消されたとは言えず、むしろ貧困、格差等の焦点化とともにあらためて強くなってきたように思える。

「階級性の欠如」を理由とするフェミニズムへの反発は日本だけの現象ではない。イタリアの例を挙げるなら、1972年にローマ大学でロッタ・フェミニスタが開催した労働に関する女性限定セミナーは代表的な新左翼グループであったポテレー・オペライオ (Potere Operaio 「労働者の力」) を名乗る男性メンバーたちによって襲撃された。1975年にローマで実施された女性による中絶の権利を求める大規模な全国デモンストレーションは別の代表的な新左翼グループであったロッタ・コンティヌア (Lotta Continua 「継続闘争」) の男性メンバーたちによって同様の暴力的な襲撃を受けた。そしていずれのケースも女性に対する性的侮辱の言動は共通していた。運動内部における性差別、性暴力、そして搾取はけっして新しい現象ではない。第二波フェミニズムとは、階級的視点を女性問題に優先させることを止めることに始まった運動であり、理論的にも運動スタイルの面においても新旧左翼運動との差別化による自己定義は必然的なプロセスであったと言える。

しかし繰り返すが、これはフェミニズムが資本主義批判の視点を否定したということではない。マルクス主義フェミニズムのような、ネオ・マルクス主義理論や資本主義の新展開をふまえ、キー概念である「労働」概念を拡張、転換していく動きは、後年フェミニスト経済学という、ジェンダー視点により経済学をドラスティックに問い直していく研究動向へと展開していった。日本において戦後に限っても、先駆的には磯野富士子 (1960) に始まり、竹中恵美子 (1972)、飯島愛子 (1971)、さらに80年代には上野千鶴子や竹中恵美子らによってマルクス主義フェミニズムをめぐる論争が行われたが、それらの多様な議論は資本主義社会のラディカルな批判の方向性においておおむね一致していた。飯島は社会党の活動家であり、既成左翼運動の中での経験を通じて「男への同化ではない運動」を模索しフェミニズムに至った。飯島の労働論「女にとって搾取とは何か」(1972)は性の問題と労働を統合しようとする、まさにマルクス主義フェミニズムそのものであった。女性労働研究の先駆的第一人者である竹中恵美子は家事労働に早くから注目し、労働力再生産過程としての家事労働を組み込んだ理論の構築に尽力した。竹中は大阪の労働組合婦人部はもちろん、大阪府等の女性政策への貢献を通じて行政、そして草の根のフェミニズム運動との交流と連携を進め、大阪府男女共同参画推進財団(ドーンセンター)の館長も務めた。竹中も編者のひとりであった『大阪社会労働運動史』第8巻において労働組合婦人部の運動がフェミニズム運動とともに社会運動の章に位置づけられているのは、関東とは異なり、女性労働運動とフェミニズム運動の緊密な連携を反映していることによるのかもしれない。竹中の存在はそうした女性運動の統合の象徴であったと言える。

しかし組合女性部の活動が労働組合や労働運動のあり方を根本的に変容させうる影響力を持つことは容易ではなかった。労働時間の短縮、派遣法への反対、母性保護撤廃反対と男女共通規制の要求などは、男女に関わり労働と男女のあり方を変容させうる要求であるが、それらはもっぱら女性から提案され、組合全体の課題として本気で取り組まれることはなかった。つまり労働運動内部での女性組織の努力にもかかわらず、その内部からの変革には失敗してきた。萩原久美子は労働運動内部の女性組織が労働運動史においてもフェミニズム史においても周辺化されていると指摘し、その評価の必要性を説いている（萩原2011）。この婦人部あるいは労働運動内部女性組織の歴史は、組織内活動の限界の記憶として歴史化されなければならないだろう。強固な男性中心主義が支配する組織における女性たちの懸命の努力とその成果の記述は重要であるが、同時にその限界がどこから来ていたのかを振り返る作業には時間の経過が必要ではあるだろう。

私たちが過去の出来事に関心を寄せるのは、それが現在の認識および未来の展望を左右するからである。歴史認識とは、高度に政治的な闘争の場である。女性を無力な従属者とする歴史観と積極的な行為者とする歴史観は同じ闘争の場＝土俵にある。見過ごされて来た積極的な行為者としての歴史の回復と同時に、問われなければならないのは、この特定の「労働」概念を前提とした土俵そのものである。

欧米においてマルクス主義フェミニズムは80年代半ば以降Beechy（1987=1993）に代表されるような、支払われる労働に焦点を当てる労働過程論の登場によって急速に存在感を失って行った。日本では上野千鶴子『家父長制と資本制』（1990）後のことであったが、労働過程論をふまえたマルクス主義フェミニズム批判の登場（木本1995, 2000）、大沢と中川の家事労働をめぐる論争（中川2014）、初めて女性問題をテーマとした（「現代の女性労働と社会政策」）社会政策学会大会（1992）における議論など、さまざまな論争を経て、マルクス主義フェミニズムのプレゼンスは希薄化した。再生産労働概念による労働概念の拡張と転換というラディカルな視座は第二波フェミニズムと既存の労働運動、労組婦人部の運動という、労働運動の中で周辺化されてきた運動との統合、再編による労働運動の変革可能性をもっていたはずである。しかし上述のような大阪における連携を貴重な例外として、女性労働運動とフェミニズム運動との距離はマルクス主義フェミニズムの退潮によって広がっていったように思える。

それと同時に世界女性会議等において議論され取り組まれるようになっていったのが、アンペイド・ワークの測定・評価という課題である。この動きをめぐっては、アンペイド・ワーク評価とは伝統的な支払われる労働概念を不払い労働に持ち込むことであり、不払い労働の見えにくい負担をよりいっそう不可視化するものであるという批判がある（Himmelweit 1995=1996）。また、この評価は労働と見なされてこなかった、多くが女性によって担われている経済的貢献を可視化し、政策課題とする効果が想定されるが、一方市場外の再生産領域への市場の拡大をめざす観点からも大いに注目されているかもしれない。つまり資本主義批判の視点はここではもはや希薄化しているようにみえるのである。

「再生産労働」概念の提唱により第二波フェミニズムの新たな問題領域と労働問題を統合する気運の挫折によって、アンペイド・ワークの測定評価という手法は、Himmelweitの指摘通り、従来の市場化された「支払われる労働」概念を市場外の活動に持ち込むことにより、再生産領域の市場

化を促進したと言えるのかもしれない。それは再生産領域の市場化と階層化という、資本主義の拡大の中で生じており、なお強固に人種化とともにジェンダー化された形態を維持しているのである。

4 フェミニズムと労働運動：新たな連携の可能性

あからさまな揶揄と中傷に晒された第二波フェミニズム運動の登場からすでに半世紀近くが過ぎ、女性を取り巻くグローバルな空気は相当に変化した。少なくとも公然と差別的言辞を吐くことには勇気が必要であるという程度の変化が、女性問題については諸外国の後塵を拝する日本においても生じている。いまだに周辺の扱いにとどまっているとはいえ、男女共同参画と称するジェンダー政策が日本においても取り組まれ、女性学、ジェンダー研究がアカデミズムにおいて一定の地位を確立したことは確かである。文部科学省科学研究費補助金におけるジェンダー細目の導入（2001）は象徴的である。

しかしフェミニズムへの冷ややかなまなざしは依然として存在する。男女共同参画社会基本法（1999）の成立後に生じたバックラッシュのような明確な反動は言うまでもないが、労働運動、リベラルな左翼運動や市民運動と名乗る層からもフェミニズムへの反発は少なくない。とくに男女共同参画政策として僅かばかり制度化され予算化されて以降、そうした反発は、主にインフォーマルなレベルにおいて、いっそう強くなっているように思える。『インパクション』2006年10月7日号における対談「「フェミニズム・アレルギー」のゆくえ」はそうした空気を珍しく公然化した企画であったが、「フェミニズム」という語によって具体的に何を示しているかも「市民運動」の定義も不明瞭なまま、フェミニズムが市民運動の課題に関心を向けない等の批判が述べられ、議論の噛み合わなさが露呈されている⁽¹⁰⁾。2008年10月10日号『週刊金曜日』における編集長インタビューでは、「フェミニズムが貧困や労働問題に取り組まない」という発言が登場する。ここでも「フェミニズム」とは何をさしているかは暗黙の了解のもとに議論が進んでいる。

2009年の日本女性学会設立30周年を記念する大会テーマは「今ジェンダーの視点で問い直す貧困と労働」であった。会員1名を含むパネリスト3名は全員が女性学やジェンダー研究の貧困や労働への取り組みの不足を批判した。会員パネリストからは過去の学会大会シンポジウムでは労働はほとんど取り上げられず、貧困は初めてであることが自己批判の形で強調された。しかしここでの議論は日本女性学会だけでなく女性学の研究状況についてであり、フロアからは労働経済学における女性労働研究の存在を指摘する反論も出た。

日本のフェミニズムが労働に取り組んで来なかったというのは二重の意味での誤認である。ひとつは労働経済や社会政策研究におけるジェンダー研究の豊富な蓄積が認識されていないことである。こうした動向は90年代以降日本においてジェンダー政策を推進し、1999年に男女共同参画社会基本法を成立に導くといった、一定の政治的交渉力を獲得するに至っている。もうひとつは批判者の用いる「労働」が従来の「労働」のままであり、第二波フェミニズムの労働論へのインパクト

(10) この対談には筆者も参加していたが、議論の核心が何であるのか最後までよくわからないまま不十分な発言に終始してしまった。

はほとんど考慮されていないということである。第1の誤認は日本においてジェンダー研究が必ずしも十分に領域横断的に取り組まれてきたとは言えず、たとえば日本女性学会と社会政策学会や日本フェミニスト経済学会等の連携が十分になされて来なかったことの結果であるとも言えるが、第2の誤認、つまり批判者たちの労働や労働運動についての認識が男性社会の伝統的概念を踏襲していることによって、第二波フェミニズムの労働論への取り組みが女性当事者に見えにくくなっているのではないかという可能性も検討されなければならないだろう。さらには、日本の社会運動、市民運動と呼ばれる潮流における政治的交渉力へのアクセスについての評価も、この誤認に一役買っているかもしれない。

「フェミニズム」はある種のレッテルであり、その意味するところは「黒人や貧困層に目を向けることなく社会的地位の上昇を目指すアメリカのエリート白人フェミニズム」のイメージである（伊藤2008）⁽¹¹⁾。しかしこのイメージとよく似た「プチブルで学歴エリート、能力主義で、上昇志向が強く、貧困や労働問題、女性間格差に疎い、体制批判の視点が弱い、富裕層の主婦が多く、カネに困らず、ハイカルチャー志向で、貧困問題や底辺労働問題には理解が乏しい」といった女性運動のイメージは、すでに70年代はじめのリップ運動登場以来作り出され、女性政策が推進され、女性学・ジェンダー研究が制度化されていく中で、増幅されていった。その背景には男性中心的左翼運動の反発の空気が濃厚に存在していた。左翼運動の基本的世界観は階級対立であり、「女性対男性」という対立軸への「階級を割る」という強い反発は、70年代当初の露骨な言動こそ鳴りを潜めてきたとはいえ、今なお燻っていることは間違いない。また権力と闘って来たという人々にとっては、批判の矛先が男性である自分自身に向かって来ることも不快なのかもしれない。女性だけの組織を作り活動するという分離主義は第二波フェミニズムの必要に迫られた独自の運動スタイルであるが、80年代後半に「プチブル・エリート」とは言えない女性の労働組合が結成されたときにも既成の労働組合は概して冷淡であり、女性の労働運動に対しては陰湿な嫌がらせや妨害行為さえ生じた⁽¹²⁾。

(11) 伊藤は「貧困を取り上げないフェミニストたち」とし、第1回男女雇用機会均等法見直しの際の女性保護規定完全廃止に関して、キャリアウーマンたちが深夜勤の女性のみ制限は時代遅れであるとして解禁を要求したとしている（『週刊金曜日』2008年10月10日号：24）が、根拠はとくに示されていない。保護規定撤廃に反対する要望は数多いが、保護規定撤廃を要望する陳情は男女雇用機会均等法成立時の審議に際してタクシー運転手から提出されたものしか見つけれなかった。均等法成立の1985年の第102回国会における社会労働委員会第13号議事録に、女性タクシー運転手による陳情が解禁の理由の一部になっていることに対する委員からの反論が記述され、討論の中で埼玉と千葉の「ひまわり会」というわずか13名のグループの陳情書（1983）が唯一の根拠となっていることが明らかにされている。しかしそれも「本当は深夜に働かなくてすむだけの賃金がもらえれば、それに越したことはない。子どもの世話もできないし、私自身疲れるし。女子保護をいうなら、ちゃんと生活できるだけのことをしてほしい」という趣旨であった（「マイナス多い？女性側」朝日新聞、1984年3月27日）。当初から指摘されていたように、女性運転手は深夜は犯罪に巻き込まれる危険性が高く、深夜業を積極的に希望する者は少ない。第1回見直し時の陳情については十分調べられなかったので、今後の課題としたい。

(12) 1987年に設立された日本で最初の女性の労働組合、「おんな労働組合（関西）」の設立メンバーであった京ガス裁判の原告、屋嘉比ふみ子の闘いは、女性の労働運動に対する執拗な妨害が、使用者以上に男性組合によって行われた典型事例である（屋嘉比2007）。だが「おんな労働組合（関西）」においても男性との共闘をめぐる方針のちがいが対立と分裂が生じ、「セクシュアル・ハラスメントと闘う労働組合ばあぶる」が結成された。

1995年に発表された日経連「新時代の日本的経営」が日本における労働の規制緩和の開始とされ、格差や貧困が社会問題化したのは90年代後半のことである。しかし女性の労働はそれ以前から緩和されていたと言える。男女雇用機会均等法とともに労働者派遣法が施行されたのは1986年のことであった。札幌で母子世帯の母親が餓死した事件は1987年に起こった。80年代以降生活保護支給の「適正化」、母子世帯支援の「重点化」などを伴う社会的コスト削減が進行しても、貧困、パート労働、派遣労働は女性が主要な当事者であるかぎり、ほとんど問題になることはなかった。それはおそらく「労働問題」ではなかったのだろう。80年代から90年代には世界的に貧困の女性化と労働力の女性化が議論され、「貧困」は北京行動綱領（1995）の12の最重要課題の冒頭に置かれている。大沢真理（1993）が80年代の日本の社会政策の変化を的確に示しているように、日本においてもフェミニストが女性の貧困や労働をみすごしていたという認識は正しくない。

しかし日本の80年代は「女の時代」と言われ、フェミニズムが時流に乗ることができた希有な時代であった。90年代にはバブル崩壊対策のために地方自治体に借金をすすめてハコモノの建設を促すという、今思えば詐欺行為に相当する政策が展開したこともあり、各地に女性センターが設立された。だが女性センターの活動が「労働」や「貧困」に取り組むことはまずなかった。問題意識が欠けていたというより、縦割り行政システムにおいては「雇用」や「労働」は従来からの担当部署があり、「貧困」もまた福祉領域の担当なのである。女性政策に取り組む課題は意識変革のための啓発活動や生涯学習のようなものにとどまっていたのはやむを得ない縦割り行政の壁によるものでもあったことは、意外に認識されていない。北京会議の課題のひとつとして、あらゆる領域にジェンダーの視点を入れて行くジェンダー主流化が挙げられたが、日本の行政においては、女性やジェンダー関係の部署は多くの場合領域横断的に機能できる権限を持つポジションに置かれておらず、置かれている場合にも、その権限は限定的で、むしろ無力化されていることも少なくなく、今日なお主流化の達成からはほど遠い実情にある。ジェンダーギャップ指数が一貫して100位前後をさまよい、2014年は104位という日本において、ジェンダー平等の達成度は低水準にとどまっている。低水準の要因は主に女性議員や管理職がずば抜けて少ないことと、賃金格差が非常に大きいことによるものであるが、実は教育格差も他国に比べて大きい。女性学・ジェンダー研究もまたアカデミズムの周辺にとどまる状況に大きな変化はなく、むしろ後退が懸念される⁽¹³⁾。現状では日本において女性は今のところそれほど「出世」できているわけでもなく、「権力」からはおおむね排除されたままである。その一方で「女性活躍」という不穏な掛け声にも対峙が迫られている。一部の女性の「登用」以上に、今後は外国人女性労働力、あるいは労働力と定義されない「研修生」のさらなる導入等の「底抜け」によって、女性間格差は拡大していくことが予想される。

(13) 研究者に占める女性の割合の国際比較によると、多くの国々が3割を超えている中で、日本はおよそ13%という低い水準にとどまっている（平成23年度版男女共同参画白書）。上位をしめるのは50%を超えるラトビア、リトアニア、それにつづくブルガリア、ルーマニア等旧社会主義圏の国々である。しかしこれらの国々では研究者の実数は少なく、研究費も乏しい。つまり研究環境や労働条件に恵まれているとはいえない職であるがゆえに女性の割合が高いとも考えられる（小川2012）。学会シンポジウムで旧社会主義圏における女性研究者の比率の高さについて質問があり、社会主義政策の成果かもしれないと答えたが、認識の謝りであった。ここに記して訂正したい。

「日本人の国民性調査」（統計数理研究所）によると、生まれ変わるならどちらの性がいいかという問いに対する女性の回答は1968年まで「男性」が多数を占めていたことは興味深い⁽¹⁴⁾。単なる労働力であった時代から主婦化が進行した60年代を経て、女性の女性であることへの認識は大きく変化し、そして第二波フェミニズムが登場したのである。昔がよかったわけではない女性には、懐かしむべき過去は存在しない。

おわりに

本稿では階級とジェンダーの理論化に取り組んだマルクス主義フェミニズムの歴史的再検討を不十分ながら試みたが、かつてマルクス主義フェミニズムが取り組んだ「労働」概念の拡張と転換は、フェミニズムがそのスタイルからの差別化によって自己定義した「男らしい」労働運動とは異なる「労働」運動の模索にあたって、参照されるべき視座を提供しうるのではないかと考えている。「女性学・女性問題における貧困、格差」という課題が必要とするのは、資本主義批判としてのフェミニズムの可能性の、あらためての追求に他ならないのではないだろうか。

（いだ・くみこ 大阪府立大学人間社会学研究科教授／女性学研究センター長）

【参考文献】

- 阿部彩（2012）「女性の貧困問題」のほどき方『現代思想 特集：女性と貧困』Vol.40 - 15, 青土社。
- 阿部彩（2014）「『貧困女子』のレトリックに隠れたランキング」『リーブラ』No.52, 東海ジェンダー研究所。
- 足立眞理子（1991）「フェミニストにとって〈労働〉とは何か」『情況』02 - 10。
- Veronica Beechy（1987）, *Unequal Work*, Verso（高島道枝・安川悦子訳（1993）『現代フェミニズムと労働—女性労働と差別』中央大学出版会）。
- Manuela Fraire, Rosalba Spagnoletti, Marina Viridis（1978）, *L'Almanacco : luoghi, nomi, incontri, fatti, lavori in corso del movimento femminista italiano dal 1972*, Edizioni delle donne, Roma.
- 藤原千沙・山田和代(2011)「いまなぜ女性と労働か」藤原千沙・山田和代編著『女性と労働』大月書店
- 萩原久美子（2011）「労働運動のジェンダー主流化と女性の自主活動組織」『大原社会問題研究所雑誌』No. 632。
- Susan Himmelweit（1995=1996）, *The discovery of 'unpaid work': the social consequences of the expansion of 'work'*. in *Feminist Economics*, Vol.1, No.2（久場嬉子訳（1996）「無償労働の発見：“労働”概念の拡大の社会的諸結果」『日米女性ジャーナル』第20号）。
- 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑』旬報社
- 飯島愛子（1971）「男への「同化」でない婦人解放運動の確立のために」『構造』1971年5月号、『〈侵略＝差別〉の彼方へ—あるフェミニストの半生』インパクト出版会，2006年。
- 飯島愛子（1972）「女にとって搾取とは何か」『〈侵略＝差別〉の彼方へ—あるフェミニストの半生』インパクト出版会所収，2006年。
- 伊田久美子（1997）「ラディカル・フェミニズム」江原由美子／金井淑子編『ワードマップ・フェミニズム』新曜社。
- 伊田久美子（2012）「女性の貧困はなぜ見えにくいのか—再生産労働概念からの再検討」『現代思想 特集：女性と貧困』Vol.40 - 15, 青土社。

(14) 1958年には女性の64%が「生まれ変わったら男性がいい」と答え、「女性がいい」は27%にとどまっていたが、1968年に男性43%、女性48%と逆転した。ちなみに男性はかつて今も9割前後が「男性がいい」と答えている。

- 伊田久美子 (1992) 「資本主義批判の可能性：マルクス主義フェミニズムとラディカル・フェミニズムの共有するもの」『現代思想』Vol.20 - 1, 青土社。
- 伊田久美子 (1991) 「資本主義批判としてのフェミニズム：女々しい闘いのすすめ」『情況』02 - 01。
- 伊田久美子・里中悦子・杉村昌昭・伊藤公雄 (2006) 「「フェミニズム・アレルギー」のゆくえ」『インパクト』2006年10月7日号。
- 磯野富士子 (1960) 「婦人解放論の混迷」『朝日ジャーナル』4月10日号, 上野千鶴子編『主婦論争を読むII』勁草書房所収, 1982年。
- 磯野富士子 (1961) 「再び主婦労働について」『思想の科学』2月号, 上野千鶴子編『主婦論争を読むII』勁草書房所収, 1982年。
- 伊藤みどり (2008) 「怒りを力に転換する」『週刊金曜日』2008年10月10日号。
- 伊藤るり (1993) 「〈新しい社会運動〉論の諸相と運動の現在」山之内靖他編『システムと生活世界』岩波書店。
- 木本喜美子 (1995) 『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房。
- 木本喜美子 (2000) 「労働とジェンダー」『大原社会問題研究所雑誌』No.500。
- 小杉礼子編 (2002) 『自由の代償／フリーター現代若者の就業意識と行動』日本労働研究機構。
- Lotta Femminista, Collettivo Internazionale Femminista (1972), *L'Offensiva*. Musolini editore, Torino.
- 増田寛也 (2014) 『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』中央公論社。
- 中川スミ (青柳和身／森岡孝二編) (2014) 『資本主義と女性労働』桜井書店。
- NHK「女性の貧困」取材班 (2014) 『女性たちの貧困—“新たな連鎖”の衝撃』幻冬社。
- 日本女性学会 (2009) 『女性学17号 特集：今ジェンダーの視点で問い直す貧困と労働』新水社。
- 小川真理子 (2012) 「EUにおける女性研究者政策の10年」『人文叢書：三重大学人文学部文化学科研究紀要』29号。
- 荻上チキ (2012) 『彼女たちの売春 (ワリキリ)』扶桑社。
- 大阪社会運動協会 (1999) 『大阪社会労働運動史』第8巻。
- 大阪社会運動協会 (2009) 『大阪社会労働運動史』第9巻。
- 大沢真理 (1993) 『企業中心社会を超えて』時事通信社。
- ラディカル・リブ (1971) 「ラディカル・リブの革命論」『構造』1971年5月号。
- 侵略＝差別と闘うアジア婦人会議資料集刊行会編 (2006) 『侵略＝差別と闘うアジア婦人会議資料集成 vol.1』インパクト出版会。
- 鈴木大介 (2014) 『最貧困女子』幻冬社。
- 竹中恵美子編 (1972) 『現代の婦人問題』創元社。
- 竹中恵美子 (1989) 「1980年代マルクス主義フェミニズムについての若干の覚書—Patriarchal Capitalismの理論構成をめぐって」『経済学雑誌』90 - 2。
- 竹中恵美子・久場嬉子編 (1994) 『労働力の女性化—21世紀へのパラダイム』有斐閣。
- 田中美津 (1971) 「小さな火花も荒野を焼き尽す」『構造』1971年5月号。
- 上野千鶴子 (1984) 「訳者解説：マルクス主義フェミニズムの挑戦」クーン／ヴォルフ編, 上野千鶴子他訳『マルクス主義フェミニズムの挑戦』勁草書房。
- 上野千鶴子 (1990) 『家父長制と資本制』岩波書店。
- 屋嘉比ふみ子 (2007) 『なめたらアカンで！女の労働』明石書店。